

長野県人口定着・確かな暮らし実現会議設置要綱

(設置)

第1条 本県への人口定着及び県民の確かな暮らしの実現に向けて、人口減少の抑制及び人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化への取組を全県を挙げて推進するため、長野県人口定着・確かな暮らし実現会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、人口減少の抑制及び人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向けた取組に関する事項を協議する。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる団体で構成する。

- 2 会議に、会長及び委員を置く。
- 3 会長は、長野県知事をもって充てる。
- 4 会議に、顧問を置くことができる。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、主宰する。

(事務局)

第5条 会議の事務局を長野県企画振興部総合政策課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

別表（第3条関係）

構成団体
長野県
長野県市長会
長野県町村会
長野労働局
一般社団法人長野県経営者協会
長野県農業協同組合中央会
日本労働組合総連合会長野県連合会
一般社団法人長野県連合婦人会